白糠町告示第 74 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５及び第 167 条の 11 の規定により、令和９年度及び令和１０年度において、白糠町が発注する工事又は製造の請負、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について、次のとおり定める。

令和 ８ 年１１月１６日

白糠町長　棚　野　孝　夫

第１　資格

１　基本的資格要件

白糠町が発注する工事又は製造の請負、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第 167 条の４第１項（政令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第 167 条の４第２項（政令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

２　契約の種類による資格要件

(1)　工事の請負契約

ア　工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

（ア）　令和８年 12 月１日現在において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業の許可を受けており、かつ、許可を受けて２年以上その事業を営んでいること。

（イ）　令和８年 12 月１日の直前２年度分(24 月に満たない場合は、直前３年度分)の決算において完成工事高を有していること。

（ウ）　建設業法第 27 条の 23 第１項の規定により、令和８年 12 月１日の直前２年度分(24 月に満たない場合は、直前３年度分)の決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査を受けていること。

（エ）　雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

イ　町内業者に係る工事の請負契約のうち、次に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して「建設工事等業者資格審査会」において格付するものとする。ただし、町外業者に係る工事の競争入札参加資格者については、別途定めることとする。

（ア）　客観的審査事項

建設業法第 27 条の 23 第３項の規定による項目及び基準（平成 10 年建設省告示第 1362 号）に定める項目

（イ）　主観的審査事項

工事施工成績

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和８年12月１日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間に売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は,次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和８年12月１日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ 令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間に売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和８年12月１日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間に売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

3 協同組合等について

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規程に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」という。）については、資格の要件や申請の受付などに異なる取扱いがあります。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和９年度及び令和１０年度とする。

5 共同企業体について

町が発注する建設工事の競争入札に共同企業体を結成して参加を希望する場合は、あらかじめ、白糠町建設工事共同企業体要綱等に定められた申請書類を町に提出し、資格の審査を受けることとなります。

第２ 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は

消滅するものとする。

(1) 政令第167条の４第１項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除される者となったとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(4) その他第１の２又は３に定める要件を欠くに至ったとき。

第３　資格審査の申請の時期、方法等

１　申請の時期

(1) 令和８年12月10日（木）から令和９年１月29日（金）までとする。
（電子申請又は書面申請のこと。）

(2) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。

(3) 協同組合、企業組合及び中小企業団体が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、当該協同組合、企業組合及び中小企業団体については、第１号によるほか、当該証明を受けたときとする。

(4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する企業組合及び協業組合については、第１号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

(5) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

２　申請の方法

(1) 電子申請

一般財団法人北海道建設技術センターの運営する「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」による電子申請とする。

利用申請受付先及び送信先：北海道市町村入札参加資格共同審査システム
(http://www.hoctec.info/)

(2) 書面申請

白糠町内に住所を有している事業者、インターネット環境にない者が申請する場合等においては、持参（郵送）による書面申請を受け付けるものとする。

ア　受付場所　白糠町役場企画総務部企画財政課契約管財係

イ　申請書類　北海道公契連モデル（様式１から様式10）

ウ　添付書類

（ァ）　納税証明書

a　法人の場合は、すべての町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税等）に未納がないことを証明する書類（令和７年度分納税証明書）、国税については、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書類（その３の３）

b　個人事業者の場合は、町道民税、固定資産税及び国民健康保険税に未納がないことを証明する書類（令和７年度分納税証明書）

（ィ）　白糠町暴力団等排除措置要綱に規定する誓約書

３　資格審査の再申請

(1)　競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度、資格審査

の再申請を行わなければならない。

ア　競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合

（　）書きは、添付書類

（ァ）　相　　続（建設業許可通知書及び身分証明書）

（ィ）　合　　併

a　合併された企業が法人の場合（法人の解散登記に係る登記簿謄本又は解散登記未了のときは当該法人に係る総会議事録）

b　個人の場合（合併を証する書面）

c　合併により新たに設立した法人の場合（資格審査の申請書類及び公正取引委員会が受理した届出受理書）

（ゥ）　営業譲渡

a　譲渡を受けた者が資格者である法人の場合（譲渡に係る契約書の写し、公正取引委員会が受理した届出受理書及び登記簿謄本）

b　譲渡を受けた者が資格者である個人の場合（当該譲渡に係る契約書の写し及び公正取引委員会が受理した届出受理書）

c　譲渡を受けた者が資格者を有しない者である場合（当該譲渡に係る契約書の写し、公正取引委員会が受理した届出受理書及び資格審査の申請書類）

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合（組合員の加入又は脱退を証する書面）

ウ　企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合（組合員の加入又は脱退を証する書面）

(2)　前号の再申請は、電子申請の場合は北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請で、書面申請の場合は競争入札参加資格変更審査申請書（北海道公契連モデル様式11）及び添付書類を白糠町役場企画総務部企画財政課契約管財係に提出することにより行わなければならない。

4　競争入札参加資格審査申請書変更届

(1)　競争入札参加資格者は、次の事項に変更があったときは、資格審査申請書変更届を行わなければならない。　　（　）書きは、添付書類

ア　商号・名称（登記事項証明書）

イ　組織の変更（登記事項証明書及び建設業許可通知書）

ウ　代表者〔本店〕（登記事項証明書）

エ　代表者〔道内支店・営業所〕（登記事項証明書及び年間委任状）

オ　所在地の変更〔本店〕（登記事項証明書　個人の場合、住民票又は営業証明書）

カ　所在地の変更〔道内支店・営業所〕（登記事項証明書　個人の場合、住民票又は営業証明書）

キ　電話番号〔本店〕

ク　電話番号〔道内支店・営業所〕

ケ　道内技術者の変更（技術者名簿　技術者名簿は変更後の全員について記入）

コ　許可換え〔知事⇔大臣〕（建設業許可通知書）

サ　許可の種類・区分変更（建設業許可通知書、廃業届　業種追加・廃業　一般⇔特定）

シ　許可番号の変更〔所在する振興局の移管〕（主たる営業所の所在地を移転したことによる）

ス　許可の更新（建設業許可通知書）

セ　資本金（登記事項証明書）

(2)　前号の申請は、電子申請の場合は北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請で、書面申請の場合は競争入札参加資格審査申請書変更届（北海道公契連モデル様式12）及び添付書類を白糠町役場企画総務部企画財政課契約管財係に提出することにより行わなければならない。